

国民健康保険税 Q&A

Q 1. 家族が加入している国民健康保険税の納付書が世帯主名義で送られてくるのはなぜ？

わたし(世帯主)は会社の健康保険に加入しているが、子どもが加入している国民健康保険税の納税通知書がわたし(世帯主)の名前で送られてきたのはなぜ？

A 1. 国民健康保険税の納税義務者は、国民健康保険の加入者でなくても、原則として世帯主となります。ただし、国民健康保険税がかかってくるのは加入者分のみとなります。

Q 2. 会社の健康保険に入っているのに、国民健康保険税の納税通知書が届きましたが？

わたしは、国保に加入していましたが、就職し会社の健康保険に加入することになりました。しかし、国民健康保険税の納税通知書が送られてきたのはなぜでしょうか？

A 2. 国民健康保険は会社の健康保険とは異なり、国保は各自で市町村窓口で加入、脱退の届出が必要です。

届出をしないと会社の健康保険と国保の二重の保険料を納めることとなってしまいます。

Q 3. 昨年より国民健康保険税の税額が高くなっているのですが？

昨年に比べて国民健康保険税額が高くなっているのはなぜでしょうか？

A 3. 昨年に比べて、次のような場合は税額が高くなる場合があります。

①国民健康保険への加入者が増えていませんか。

→均等割額が増えます。

②世帯主や国民健康保険加入者の収入が、昨年に比べて増えていませんか。

→所得割額の増加や軽減制度の対象から外れたりする場合が考えられます。

③国民健康保険加入者で40歳になった人がいませんか。

→40歳から介護分が課税されます。

Q 4. 国民健康保険は必ず入らないといけないのですか？

A 4. 日本では、いざという時に安心して病院で診療を受けることができるように、すべての国民が何らかの医療保険へ加入することが義務づけられています。(国民皆保険制度)

したがって、職場の医療保険(健康保険、共済組合など)や後期高齢者医療制度以外の方は国民健康保険に加入していただくことになります。